

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす法人とする。

- (1) 申請日時点において松戸市内に別表1に定める介護施設等を設置していること。
- (2) 申請日時点において介護施設等を休止していないこと。
- (3) 申請月の翌月末日までに介護施設等の休止または廃止を行う予定がないこと。
- (4) 市長に対し介護施設等を運営する法人の市民税及び事業所税に係る申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 補助金の申請及び交付の手続きについては、原則として介護施設等を運営する法人が対象の事業所について一括して行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象者が負担する次に掲げる経費（国、県及び市の他の補助金等の対象経費を除く。）であって、令和4年10月1日から令和5年1月31日までに支払があったものとする。

- (1) 燃料費
- (2) 光熱費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1事業所あたり10万円を上限とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付請求書（第2号様式）

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要を認める書類

2 市長は、前項の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、補助金を交付するものとする。

（交付決定通知）

第6条 前条第2項の規定による交付の可否の決定は、介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

別表1 介護施設等

<p>介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（同法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされた保険医療機関を含む。ただし、令和4年7月以降に介護保険サービスの提供実績がある事業所に限る。）（居宅療養管理指導を除く。短期入所生活介護、短期入所療養介護は空床型を除く。）</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p>
<p>介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>
<p>介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援</p>	<p>居宅介護支援</p>
<p>介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス</p>	<p>介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院</p>
<p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p>	<p>介護療養型医療施設</p>
<p>介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援</p>	<p>介護予防支援</p>
<p>老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム</p>	<p>軽費老人ホーム</p>
<p>老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム</p>	<p>有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅</p>
<p>介護保険法第115条の45第1項第一号のイに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス</p>	<p>訪問型サービス</p>
<p>介護保険法第115条の45第1項第一号のロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス</p>	<p>通所型サービス</p>

※以下に該当する場合は1事業所とみなす。

- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合
- ・訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの両方の指定を受けている場合
- ・通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの両方の指定を受けている場合

(第1号様式)

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付申請書

令和 年 月 日

松戸市長

法人所在地
法人名称
代表者職氏名

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記の通り補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

法人担当者	
電話番号	
メールアドレス	

(第2号様式)

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付請求書

令和 年 月 日

松戸市長

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

㊞

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名称	
支店	
預金種別	普通 当座 (当てはまるものに○)
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

法人名と口座名義が異なる場合は、委任状を添付すること。

(第3号様式)

松戸市指令第 号
令和 年 月 日

様

松戸市長 本郷谷 健次

介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 対象事業 介護施設等における原油価格物価高騰対策支援事業
- 2 補助金交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 _____ 円